

第3回離島対策等検討会 議事録

1. 日時: 2004年6月11日13時30分～15時10分
 2. 場所: 日本自動車会館11階
(財)自動車リサイクル促進センター 第1会議室
 3. 委員の現在数: 3名
 4. 出席者と人数: 藤井座長、大杉委員、堀委員
以上 3名出席
その他(財)自動車リサイクル促進センター事務局、
経済産業省・環境省担当官が出席
 5. 議題:
離島対策支援事業要綱(案)について
不法投棄等対策の基本的考え方(案)について
 6. 議事録
 - (1) 議題 について
「離島対策支援事業要綱(案)」について、資料3・4を使用して事務局から説明し、要綱(案)について討議。
本案について、今後資金管理業務諮問委員会に報告・承認を得た後、自動車リサイクル促進センターの評議員会、理事会で審議・承認を得る旨報告し、了承された。併せて、資料5「離島支援事業の自治体への説明について」についても、事務局から説明し、承認された。

【主な質疑・意見】
(注) は委員からの質問・意見 は事務局からの説明
- < 3月実施分の取扱い >
要綱(案)の8. 支払申請(2)の申請書締切りが2月末日となっており、3月実施分の取扱いが不明確である。離島市町村では、離島対策関連業務の担当者が他の業務と兼務しているケースが多く、非常に多忙な状況にある。このような人にもわかりやすくするために、3月実施分の取扱いについては要綱内に明記すべき。
3月実施分の取扱いについて要綱内に明記する。

< 運営上の考え方の整理 >

要綱とは別に下記ケースの対応についての考え方の整理をしておくべき。

申請年度中に申請市町村が合併した場合

島外の人が自動車で離島に来て、その車が事故等で廃車になった場合

廃車の際にリサイクル券番号がない場合(協力資金出えん申請書申請時には明細書にリサイクル券番号記入が必要。しかし自動車リサイクル法施行当初は、法施行前に購入した車で番号がない場合が想定される)

自治体の申請に、故意でないミス・間違い等があった場合

現時点で上記についてどのように考えているのか。

の市町村合併については、要請内容・証拠書類等は合併後の市町村に引き継いで頂く。市町村合併の取扱いについては、ガイドラインに明記する。

の島外の人が島内で事故を起こし廃車にした場合の海上輸送費については、離島対策支援事業の対象になると考える。原則的には廃車(使用済自動車)が発生した場所が、離島支援事業の対象地域かどうかで対象になるかならないかが決まる。逆に、対象離島住民が普段離島で使用している車で本土にいき、廃車にした場合は離島対策支援事業の対象にならない。

のリサイクル券番号がない場合については、自動車リサイクル法施行直後等理由がある時は協力資金出えん申請書にリサイクル券番号記入欄は空欄でも問題ないとし、ガイドラインに明記する。

ミス・間違いについては、故意でない場合を除いては修正して再提出していただければよい。特に自動車リサイクル法施行直後は柔軟に対応したい。

(2) 議題議題 について

「自動車リサイクル法における不法投棄等対策の基本的な考え方(案)」について資料6を使用して事務局から説明し、不法投棄等対策案について討議。

本案について、今後資金管理業務諮問委員会および中環審・産構審合同会議に報告・承認を得る旨、了承された。

なお、本案に基づいて、今後作成する不法投棄等対策の自治体向け

要綱案については、今回の検討会の意見を踏まえ、第4回離島対策等検討会(9月開催予定)で、成案の検討を行うことになった。

【主な質疑・意見】

< 離島対策支援事業と不法投棄等対策事業の関係について >

不法投棄等対策支援事業は自動車リサイクル法施行直後に集中し、他方、離島対策支援事業は毎年コンスタントに発生するという違いがあることを踏まえ、不法投棄等対策には、要請があれば一定の期間を設けて対策を完了するということを確認するとともに、これにより離島対策にしわ寄せが生じないようにすべき。

不法投棄等対策等支援事業への要請が集中することで、離島対策支援事業にしわ寄せがくることがないように運営に留意したい。

< 求償について >

費用求償を資金出えんの条件にしているが、費用求償は原因者の調査・特定が必要となる。原因者の調査・特定には調査費用・時間がかかるので、実効性の確保が問題。しかし、求償は極めて重要であるので、求償の実効性をどのように高めるのか、方策を検討すべき。

求償の実効性を高めるような方策を検討していく。また、その方針についてはガイドラインへの記載を考慮する。

< 運営体制について >

自治体においてしっかり制度を運用してもらうためには、自治体にとって、できるだけわかりやすく、かつ、使いやすい実務を構築すべき。また、不法投棄の解消につながるような運営体制にすべき。

上記点を配慮して、要綱・ガイドラインを作り込んでいきたい。

< 5号業務(引取り・再資源化業務)について >

5号業務で、処理費用については一義的に委託費をセンターに支払い、そのうち8割部分を資金出えんされるとあるが、規模の小さい自治体では10割分すべての委託費を最初から用意するのは難しい。出えん金と相殺して、自治体負担分の2割のみセンターに支払う取り回しにできないか。

市町村は原因者に対して債権をたて、それを原因者に求償することとなるため、出えん分と相殺し、自治体負担分の2割のみセンターに支払う取り回しにすると、処理費の2割しか債権がたてられなくなる。こ

のため、ひとまず10割分予算化する必要がある。その後、8割分について、センターから出えんがなされる。この件については、実際に代執行を実施している自治体の担当者からのご意見を踏まえたもの。

< 離島対策等検討会での審議内容について >

実際の運営として、離島対策等検討会では具体的になにを議論・検討するのか、事務局との業務分担はどうするのか、明確にすべき。

事務局で事前に調査・検討して議論の中身を提供し、テーマを明示して、論点を明らかにしつつ、具体的な手順について審議してもらうことを想定している。

詳細については今後検討していくが、事務局にて具体的にシミュレーション案件をつくり、具体的に議論して感覚をつかんでもらえるよう、次回検討会に向け、事務局で検討していきたい。

< 要綱の検討スケジュールについて >

不法投棄等対策支援事業要綱は、9月の第4回離島対策等検討会で検討する予定だが、要綱原案ができた段階で早めに提示してもらい、場合によっては、9月より前に離島対策等検討会を開催することも考慮したい。

要綱原案ができた段階で送付する。

7.3 回離島対策等検討会議題について

次回検討会は下記について事務局より説明、審議を行う。

- ・不法投棄等対策支援事業要綱(成案)に関する審議
- 9月下旬開催予定(詳細日程は追って調整)。

以上